

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
一般事業主行動計画

学校法人 今治明徳学園

学校法人今治明徳学園（以下「本学園」という。）は、本学園が設置する学校に勤務するすべての男女教職員の職業生活と家庭生活において円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨とし、女性教職員が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが出来るための措置として、次のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標と取組内容

(1) 目 標

課長相当職以上の管理職の女性教職員を1人以上誕生させる。

(2) 取組内容

- 令和4年 4月～ 女性管理職を配置・活用すべき部署の在り方の検討及び決定（本学園の組織規程の改正）
- 令和5年 4月～ 教員分野及び事務分野のそれぞれの研修プログラムの調査及び検討方針決定
研修ニーズの把握のため、ヒアリング等の実施
- 令和7年 10月～ 管理職育成キャリア教育の実施
管理職を対象とした研修を併せて実施

(以上)

女性の活躍に関する情報公表
(令和4年度実績 R4.12.31現在)

(女性教職員に対する職業生活に関する機会の提供)

- 採用者に占める女性の割合：教員及び教授等 40%、一般事務 採用なし)
- 教職員に占める女性の割合：教員及び教授等 27%、一般事務 76%

(以上)